

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

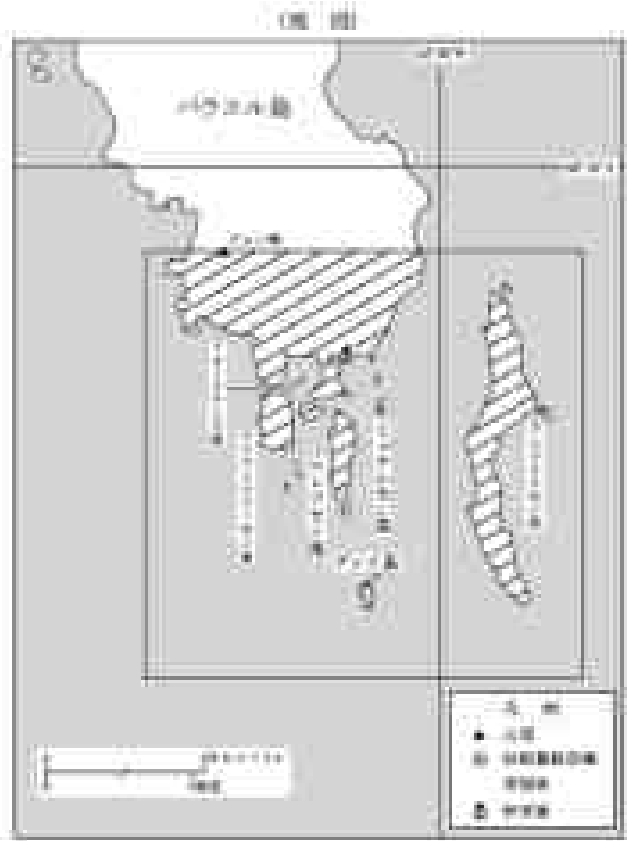
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別記（第一条関係） 番号 第一（第八） 南極特別保護地区	名称 （略）	別記（第一条関係） 番号 第一（第八） 南極特別保護地区	名称 （略）
サウス・オークニー諸島のモウ島	指定文 （略）	サウス・オークニー諸島のモウ島	指定文 （略）
この地区は、南緯2度43分6秒の緯度線、南緯2度43分6秒西経5度43分55秒の地点と南緯2度43分55秒西経4度40分10秒の地点とを結ぶ直線、西経4度40分10秒の経度線、南緯2度44分5秒の緯度線及び西経5度47分5秒の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその低潮線から10メートル以内の海域（次の地図の斜線部分）から成る。		この地区は、サウス・オークニー諸島の中のシグニー島の南西約38メートルのところにあるモウ島（次の地図の斜線部分）から成る。	

<p>第十南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>	
<p>第十一南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>	
<p>この地区は、南緯60度42分35秒の緯度線、西経44度58分の経度線、南緯60度45分30秒の緯度線及び西経45度4分の経度線により囲まれた区域にある陸地及び低潮線からなる。この地区の斜線部分から成る。</p>	<p>（略）</p>	

<p>第十南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>	
<p>第十一南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>	
<p>この地区は、南緯60度42分35秒の緯度線、西経44度58分20秒の緯度線、南緯60度45分20秒の緯度線及び西経45度3分47秒の経度線により囲まれた区域にあるパウエル島の斜線部分から成る。</p>	<p>（略）</p>	

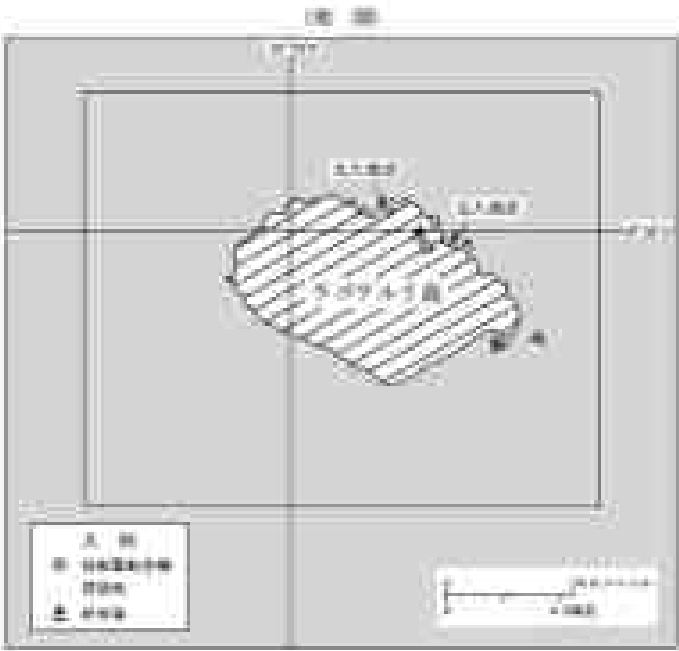
第十二 極特別保 護地区	(略)	(略)
第十五 極特別保 護地区	グレアム・ラ ンドのマル グレット湾の ゴテルリ島	この地区は、南緯67度52分30秒の緯度線、西経67度22分の経度線、南緯67度54分の緯度線及び西経67度27分の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその低潮線から0メートル以内の海域(次の地図の斜線部分)から成る。



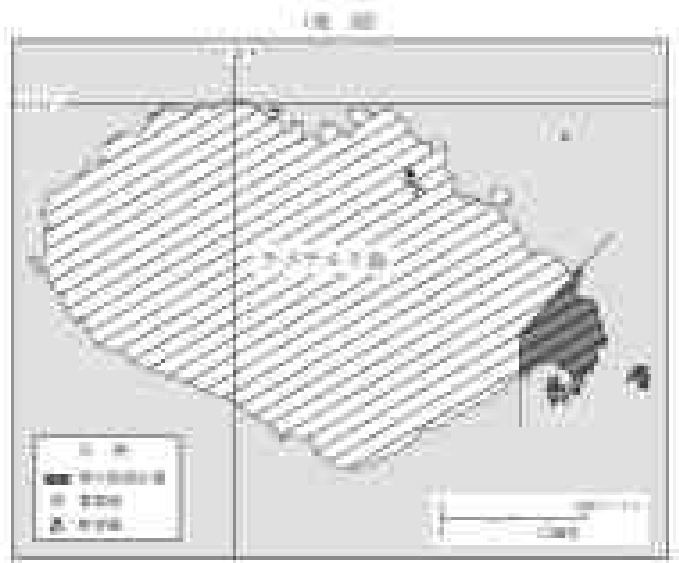
第十二 極特別保 護地区	(略)	この地区は、マルグレット湾のホースシュー島南端から西約3キロメートルのところにあるラゴテルリ島及び同島の海岸線から200メートル以内の区域にある島々(次の地図の斜線部分)から成る。
第十五 極特別保 護地区	グレアム・ラ ンドのマル グレット湾の ゴテルリ島	



第十六)	第三十二)	第三十三)	南極特別保護地区
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



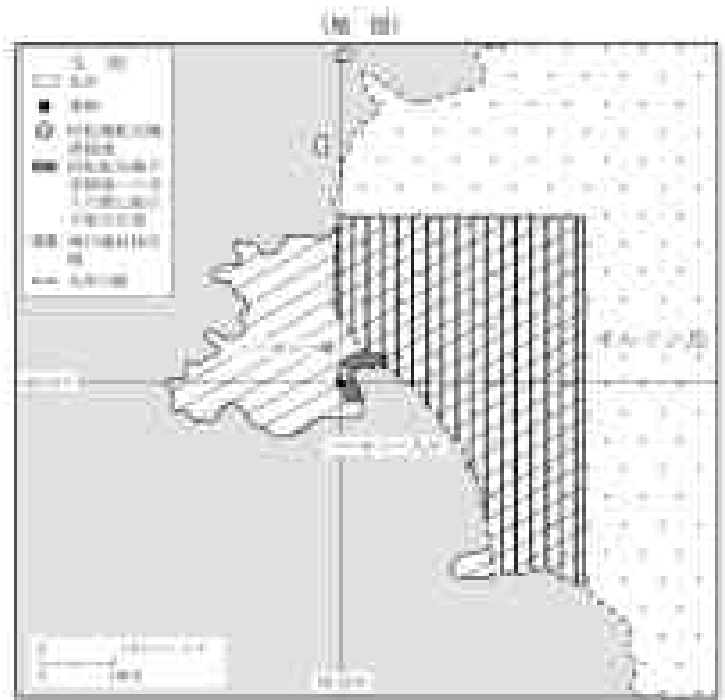
第十六)	第三十二)	第三十三)	南極特別保護地区
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



<p>第三十四 第九南極 特別保護地 区</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第四十南 極特別保 護地区</p>	<p>サウス・シエ ラ・デ・セプ シヨンの島</p>	<p>この地区は、南緯の度59分47秒西経の度35分56秒の地点を起点とし、同地点から標高のメートルの等高線を南東に進み、南緯の度59分50秒西経の度33分55秒の地点に至り、同地点から東方、北から172度の方角に引いた直線を南進し、南緯の度59分50秒西経の度33分55秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯の度59分50秒西経の度34分27秒の地</p>



<p>第三十四 第九南極 特別保護地 区</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第四十南 極特別保 護地区</p>	<p>サウス・シエ ラ・デ・セプ シヨンの島</p>	<p>この地区は、南緯の度59分50秒西経の度35分56秒の地点を起点とし、同地点から標高のメートルの等高線を南東に進み、南緯の度59分54秒西経の度33分50秒の地点に至り、同地点から東方、北から172度の方角に引いた直線を南進し、南緯の度59分54秒西経の度33分47秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯の度59分54秒西経の度34分54秒の地点に</p>



点に至り、同地点から標高230メートルの等高線を北西に進み、南緯3度6秒西経2度35分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯2度58分52秒西経2度3分21秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から8度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯2度58分48秒西経2度3分57秒の地点に至り、同地点から東方、北から24度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯2度58分50秒西経2度3分58秒の地点に至り、同地点から西方、北から15度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯2度58分57秒西経2度3分52秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯2度59分3秒西経2度3分52秒の地点に至り、同地点から東方、北から10度の方角に引いた直線を南進し、南緯2度59分9秒西経2度3分9秒の地点に至り、同地点から西方、北から78度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯2度59分5秒西経2度3分15秒の地点に至り、同地点から西方、北から33度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯2度59分5秒西経2度3分31秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯2度58分27秒西経2度3分28秒の地点を起点とし、同地点から東方、北か

至り、同地点から標高230メートルの等高線を北西に進み、南緯3度12秒西経2度35分2秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯2度58分52秒西経2度4分21秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から8度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯2度58分48秒西経2度3分57秒の地点に至り、同地点から東方、北から24度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯2度58分50秒西経2度3分58秒の地点に至り、同地点から西方、北から15度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯2度58分57秒西経2度3分52秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯2度59分13秒西経2度3分52秒の地点に至り、同地点から東方、北から10度の方角に引いた直線を南進し、南緯2度59分9秒西経2度3分9秒の地点に至り、同地点から西方、北から78度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯2度59分5秒西経2度3分15秒の地点に至り、同地点から西方、北から33度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯2度59分5秒西経2度3分31秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯2度58分22秒西経2度42分46秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から8度の方角に引い

ら88度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯29度58分26秒西経29度57分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から130度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯29度58分26秒西経29度57分33秒の地点に至り、同地点から西方、北から116度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯29度58分33秒西経29度57分22秒の地点に至り、同地点から西方、北から116度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯29度57分22秒西経29度57分5秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯29度58分4秒西経29度57分22秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯29度57分53秒西経29度57分38秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯29度57分43秒西経29度57分13秒の地点に至り、同地点から南緯29度57分43秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯29度57分53秒の緯度線、西経29度57分33秒の経度線、南緯29度57分55秒の緯度線及び西経29度57分12秒の緯度線により囲まれた区域、南緯29度55分2秒西経29度57分17秒の地点を起点とし、同地点からエストラマドロープの海岸線を南進し、南緯29度55分13秒西経29度39分59秒の地点に至り、同地点からテレホン湾の海岸

た直線を北東に進み、南緯29度58分22秒西経29度57分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から130度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯29度58分27秒西経29度57分26秒の地点に至り、同地点から西方、北から116度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯29度58分29秒西経29度57分33秒の地点に至り、同地点から西方、北から116度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯29度57分22秒西経29度57分5秒の地点を起点とし、同地点から南緯29度57分22秒の緯度線を東進し、南緯29度57分42秒西経29度57分33秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯29度58分13秒西経29度57分33秒の地点に至り、同地点から西方、北から115度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯29度58分15秒南緯29度57分56秒の地点に至り、同地点から標高50メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯29度57分53秒の緯度線、西経29度57分33秒の経度線、南緯29度57分55秒の緯度線及び西経29度57分12秒の緯度線により囲まれた区域、テレフオン湾に面した海岸にある地点(南緯29度55分9秒西経29度39分19秒)を起点とし、同地点から海岸線を西進し、南緯29度55分30秒西経29度57分22秒の地点に至

線を南西に進み、南緯2度55分49秒西経8度40分52秒の地点に至り、同地点からスタンコームコープの海岸線を北進し、南緯2度55分30秒西経9度4分13秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、起点に至る線により囲まれる区域、南緯2度56分10秒西経8度35分15秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁を南東に進み、南緯2度56分20秒西経9度34分41秒の地点に至り、同地点から標高40メートルの等高線を南進し、南緯2度56分28秒西経8度34分44秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯2度56分21秒西経9度35分16秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯2度55分51秒西経8度33分30秒の地点を起点とし、同地点から西経8度33分30秒の経度線を南進し、南緯2度56分12秒西経8度33分30秒の地点に至り、同地点から南緯2度56分12秒の緯度線を西進し、南緯2度56分12秒西経8度33分48秒の地点に至り、同地点から西方、北から31度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯2度55分57秒西経8度34分42秒の地点に至り、同地点から西経8度34分42秒の経度線を北進し、南緯2度55分51秒西経8度34分42秒の地点に至り、同地点から南緯2度55

り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、南緯2度54分57秒西経8度39分24秒の地点に至り、同地点から東方、北から170度の方角に引いた直線を南進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯2度56分9秒西経8度35分17秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁を南東に進み、南緯2度56分15秒西経8度34分59秒の地点に至り、同地点から標高110メートルの等高線を南進し、南緯2度56分21秒西経8度34分59秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯2度56分20秒西経9度35分20秒の地点に至り、同地点から標高45メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯2度55分52秒西経8度34分17秒の地点を起点とし、同地点から南緯2度55分52秒の緯度線を東進し、南緯2度55分52秒西経8度34分8秒の地点に至り、同地点から東方、北から135度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯2度56分1秒西経8度33分49秒の地点に至り、同地点から東方、北から47度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯2度55分57秒西経8度33分39秒の地点に至り、同地点から東方、北から122度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯2度55分59秒西経8度33分32秒の地点に至り、同地点から西経8度33分32秒の経度線を南進し、南緯2

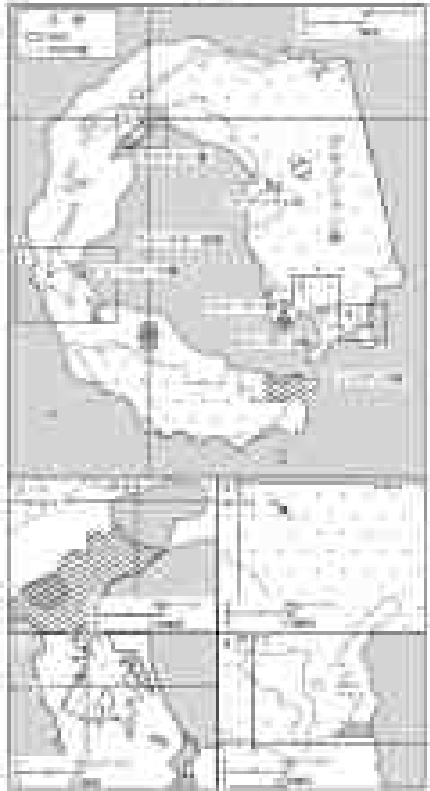


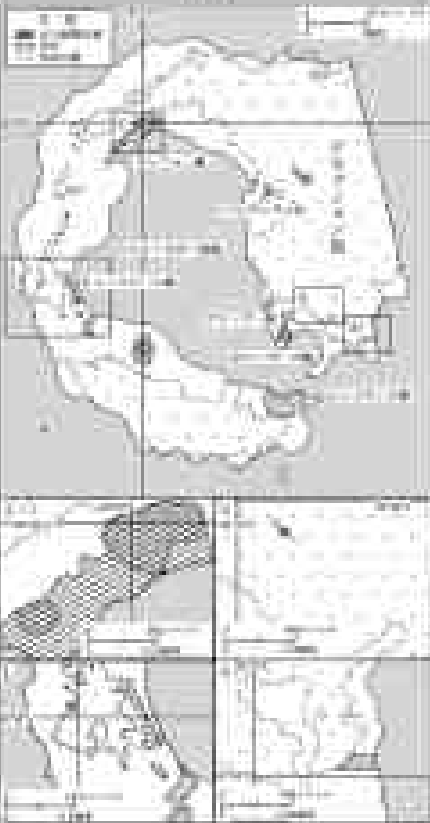
分5秒の緯度線を東進し、起  
点に至る線により囲まれた区  
域、南緯2度58分2秒西経0  
度33分39秒の地点から27メー  
トル以内の区域、ホエーラー  
ズ湾に面した海岸にある地点  
(南緯2度58分57秒西経0度  
34分31秒)を起点とし、同地  
点から西方、北から8度の方  
角に引いた直線を西進し、南  
緯2度58分58秒西経0度34分  
31秒の地点に至り、同地点か  
ら西方、北から3度の方角に  
引いた直線を北西に進み、南  
緯2度58分58秒西経0度34分  
31秒の地点に至り、同地点か  
ら東方、北から55度の方角に  
引いた直線を北東に進み、南  
緯2度58分43秒西経0度34分  
39秒の地点に至り、同地点か  
ら西経0度34分39秒の経度線  
を北進し、南緯2度58分34秒  
西経0度34分39秒の地点に至  
り、同地点から標高10メート  
ルの等高線を北西に進み、南  
緯2度58分32秒西経0度34分  
19秒の地点に至り、同地点か  
ら西方、北から117度の方角  
に引いた直線を南西に進み、  
南緯2度58分35秒西経0度34  
分30秒の地点に至り、同地点  
から西方、北から111度の方  
角に引いた直線を南進し、南  
緯2度58分33秒西経0度34分  
33秒の地点に至り、同地点か  
ら東方、北から104度の方角  
に引いた直線を南東に進み、  
南緯2度58分44秒西経0度34  
分21秒の地点に至り、同地点  
から東方、北から167度の方

度56分の秒西経0度33分32秒  
の地点に至り、同地点から西  
方、北から126度の方角に引い  
た直線を南西に進み、南緯2  
度56分10秒西経0度33分44秒  
の地点に至り、同地点から西  
方、北から11度の方角に引い  
た直線を北西に進み、起点に  
至る線により囲まれた区域、  
南緯2度58分4秒西経0度33  
分43秒の地点から27メートル  
以内の区域、ホエーラーズ湾  
に面した海岸にある地点(南  
緯2度58分57秒西経0度34分3  
1秒)を起点とし、同地点から  
西方、北から85度の方角に引  
いた直線を西進し、南緯2度5  
8分58秒西経0度34分46秒の地  
点に至り、同地点から西方、  
北から3度の方角に引いた直  
線を北西に進み、南緯2度5  
8分48秒西経0度34分51秒の地  
点に至り、同地点から東方、  
北から55度の方角に引いた直  
線を北東に進み、南緯2度5  
8分43秒西経0度34分36秒の地  
点に至り、同地点から西経0  
度34分39秒の経度線を北進し  
、南緯2度58分34秒西経0度3  
4分39秒の地点に至り、同地点  
から標高10メートルの等高線  
を北西へ進み、南緯2度58分3  
2秒西経0度34分19秒の地点に  
至り、同地点から西方、北か  
ら117度の方角に引いた直線を  
南西に進み、南緯2度58分3  
5秒西経0度34分30秒の地点に  
至り、同地点から西方、北か  
ら111度の方角に引いた直線を  
南進し、南緯2度58分33秒西

角に引いた直線を南東に進み、南緯 $2^{\circ}58'53''$ 西経 $150^{\circ}34'17''$ の地点に至り、同地点から西方、北から $122^{\circ}$ の方角に引いた直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域並びに南緯 $2^{\circ}58'54''$ 西経 $150^{\circ}31'12''$ の地点を起点とし、同地点から南緯 $2^{\circ}58'54''$ の緯度線を東進し、南緯 $2^{\circ}58'54''$ 西経 $150^{\circ}31'12''$ の地点に至り、同地点から海岸線を南進し、南緯 $2^{\circ}58'57''$ 西経 $150^{\circ}30'58''$ の地点に至り、同地点から南緯 $2^{\circ}58'57''$ の緯度線を西進し、南緯 $2^{\circ}58'57''$ 西経 $150^{\circ}31'19''$ の地点に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

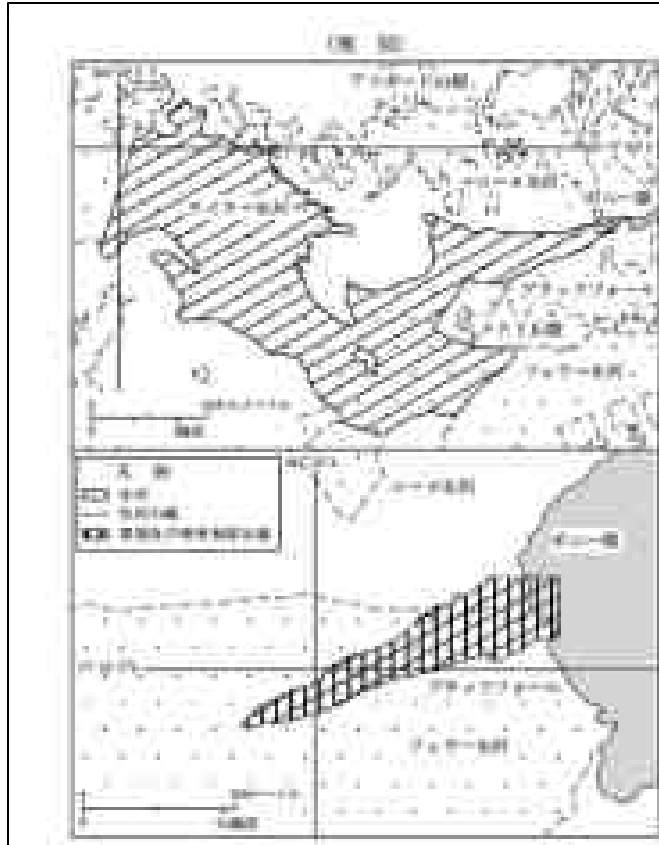
経 $150^{\circ}34'33''$ の地点に至り、同地点から東方、北から $124^{\circ}$ の方角に引いた直線を南東に進み、南緯 $6^{\circ}58'44''$ 西経 $150^{\circ}34'21''$ の地点に至り、同地点から東方、北から $129^{\circ}$ の方角に引いた直線を南東に進み、南緯 $6^{\circ}58'53''$ 西経 $150^{\circ}34'17''$ の地点に至り、同地点から西方、北から $122^{\circ}$ の方角に引いた直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域並びに南緯 $6^{\circ}58'54''$ 西経 $150^{\circ}31'12''$ の地点を起点とし、同地点から南緯 $6^{\circ}58'54''$ の緯度線を東進し、南緯 $6^{\circ}58'54''$ 西経 $150^{\circ}31'12''$ の地点に至り、同地点から海岸線を南進し、南緯 $6^{\circ}58'57''$ 西経 $150^{\circ}30'58''$ の地点に至り、同地点から南緯 $6^{\circ}58'57''$ の緯度線を西進し、南緯 $6^{\circ}58'57''$ 西経 $150^{\circ}31'19''$ の地点に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

<p>第七十二 南極特別 保護地区</p>	<p>第四十一 南極特 別保護地 区</p>	<p>ビクトリア・ ランドのマク マード・ドラ イ谷のテイラ ー氷河の低地 とブラッドフ ォール</p>	<p>(略)</p>	<p>この地区は、南緯77度43分16秒東経162度16分38秒の地点を起点とし、同地点から東経162度16分38秒の経度線を南進し、南緯77度43分21秒東経162度16分38秒の地点に至り、同地点から氷河上の分水界を南西に進み、南緯77度43分29秒東経162度14分30秒の地点に至り、同地点から氷河上の分水界を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分45秒の地点に至り、同地点から東方、北から5度引いた直線を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分48秒の地点に至り、同地点からサントフェ川の南岸を北東に進み、南緯77度43分16秒東経16</p>	<p>(略)</p>	
-------------------------------	------------------------------------	--	------------	--	------------	---

	<p>第四十一 南極特 別保護地 区</p>		<p>(略)</p>			
--	------------------------------------	--	------------	--	--	--

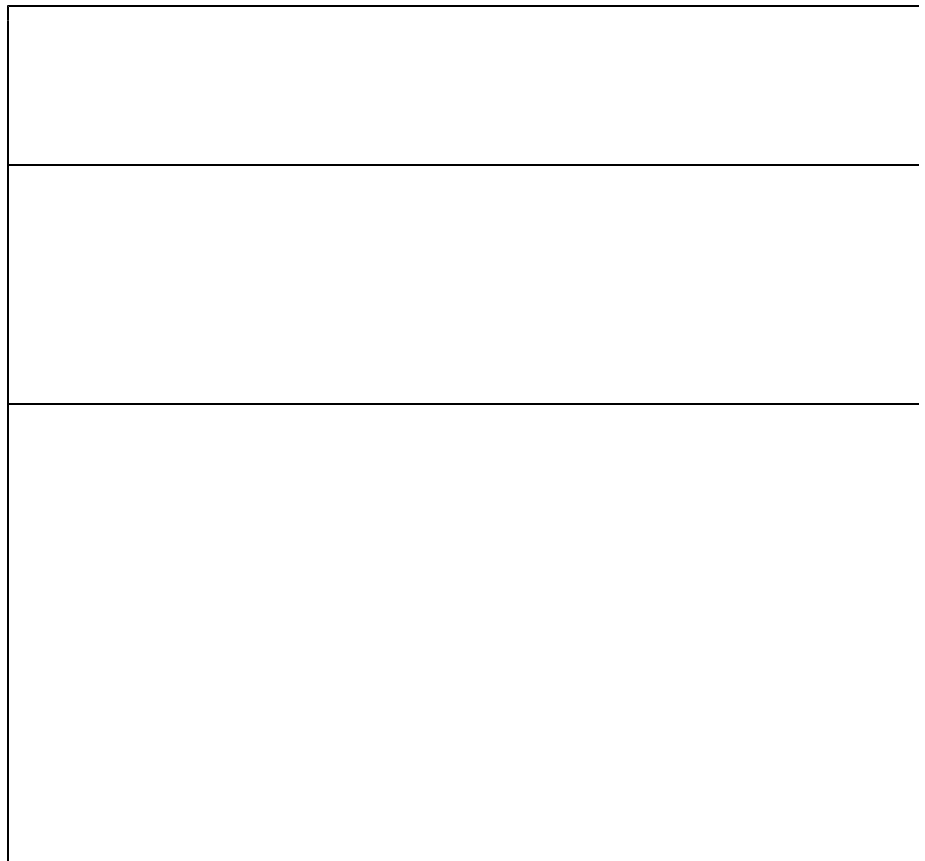
2度16分11秒の地点に至り、同地点から南緯77度43分16秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域及び南緯77度43分20秒東経162度16分18秒を起点とし、同地点からテイラー氷河の境界線を南進し、南緯77度48分6秒東経161度30分の地点に至り、同地点からククリ丘陵の境界線を東進し、南緯77度49分6秒東経161度57分18秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河とフエラー氷河との境界線を南西に進み、南緯77度52分15秒東経161度44分23秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を西進し、南緯77度48分東経160度53分53秒の地点に至り、同地点からジョーン氷河の境界線を西進し、南緯77度47分7秒東経160度44分42秒の地点に至り、同地点からターナバウト氷河の境界線を北西に進み、南緯77度43分43秒東経160度40分6秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を西進し、南緯77度44分33秒東経160度26分の地点に至り、同地点から東方、北から7度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯77度39分40秒東経160度33分20秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を東進し、南緯77度39分12秒東経160度42分59秒の地点に至り、同地点からマドレーカールの境界線を北西に進み、南緯77度39分32秒東経

別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）	
番号	名称
一～三	(略)
四	千九百五十八年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服を記念した銘板と共にV・I・レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物
五・六	(略)
七	千九百五十六年に死亡したイワン・カルマを記念
位置	位置
(略)	南緯八十二度六分四十二秒東経五十五度一分五十七秒
(略)	南緯六十六度三十二分四秒東経九十二度



160度48分43秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

別表第四南極史跡記念物（第八条関係）	
番号	名称
一～三	(略)
四	千九百五十八年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服を記念した銘板と共にV・I・レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物
五・六	(略)
七	千九百五十六年に死亡したイワン・カルマを記念
位置	位置
(略)	南緯八十三度六分東経五十四度五十八分
(略)	南緯六十六度三十三分東経九十三度一分



			八	九	十	十一	十二) 三十六	三十七
			ミールヌイ観測所から二キロメートル地点にあるミールヌイフォーストク・ルートに置かれたそりに設置された、任務遂行中に死亡したアナトリー・シチエグロフを記念する銘板がついた金属製の記念碑	任務遂行中に死亡したソヴィエト南極観測隊のソヴィエト、チエコスロバキア、ドイツ民主共和国及びスイス市民が埋葬されているミールヌイ観測所近くのブルムスキー島にある墓地	千九百五十六年のオアシス基地の開設を記念する銘板がついた、バンガール丘陵のドブロウオルスキー基地の地磁気観測所	千九百五十七年のポストーク基地の開設を記念する銘板がついた、地球の地磁気極への最初の横断に関わった重トラクター	(略)	千九百四十八年にベルナルド・オヒギンス基地の前に建てられたベルナルド・オヒギンス総司令官の胸像、同年二月十八日にチリ共和国ガブリエル・ゴンザレス・ヒデラ大
			南緯六十六度三十四分四十三秒東経九十三度五十八分二十三秒	南緯六十六度三十二分四秒東経九十三度	南緯六十六度十六分三十分東経百四十五分三秒	南緯七十八度二十七分四十八秒東経百六度五十分六秒	(略)	南緯六十三度十九分西経五十七度五十四分

			八	九	十	十一	十二) 三十六	三十七
			死亡したアナトリー・シチエグロフを記念する銘板がついたマブス岬のミールヌイ観測所にある金属製の記念そり	千九百六十年に死亡したソヴィエト南極探検隊のソヴィエト、チエコスロバキア及びドイツ民主共和国市民が埋葬されているミールヌイ観測所近くのブルムスキー島にある墓地	千九百五十六年のオアシス基地の開設を記念する銘板がついたバンガール丘陵のドブロウオルスキー基地にある磁気観測所の建物	千九百五十七年のポストーク基地の開設を記念する銘板がついた同基地にある重トラクター	(略)	千九百四十八年にベルナルド・オヒギンス基地の前に建てられたベルナルド・オヒギンスの像
			南緯六十六度三十三分東経九十三度一分	南緯六十六度三十二分東経九十三度一分	南緯六十六度十六分東経百四十五分	南緯七十八度二十八分東経百六度四十八分	(略)	南緯六十三度十九分西経五十七度五十四分

三十八 六十八	統領により開設された旧ベルナルド・オヒギンス南極基地、千九百五十七年八月十二日に南極大陸で死亡したオスカー・イノストローザ・コントレラス中尉及びセルジオ・ポンス・テレアルバ中尉を追悼した銘板及びベルナルド・オヒギンス基地の周辺にあるパージン・デル・カルメン洞窟	(略)
------------	--	-----

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件(第十二条関係)

第十南極特別保護地区	南極特別保護地区 第九南極特別保護地区	要件 一 (略) 二 当該地区内では徒歩で移動すること。 三 航空機は、南緯六十度四十四分九秒西経四十五度四十一分二十三秒に限り着陸することができる。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五・六 (略) 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八・十一 (略)	二 (略) 一 当該地区への立入りは、北海岸
------------	------------------------	--	---------------------------

三十八 六十八	(略)	(略)
------------	-----	-----

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件(第十二条関係)

第十南極特別保護地区	南極特別保護地区 第九南極特別保護地区	要件 一 (略) 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五・六 (略) 七 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 八・十一 (略)	二 (略) 一 当該地区への立入りは、北海岸
------------	------------------------	---	---------------------------

<p>第十一南極特別保護地区</p>	
<p>九 当該地区内に持ち込むすべての</p> <p>八七 (略)</p> <p>植物又は微生物を持ち込まないこと。</p>	<p>の東端（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒）から行うこと。</p> <p>三 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>四 航空機は、原則として、指定された地点（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十度三十九分四秒西経四十五度三十六分三十七秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 毎年十一月一日から翌年の二月十五日までの期間を除き、航空機は、指定された地点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を示すこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 原則として、当該地区内では、指定された地点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、野営することができる。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p>

<p>第十一南極特別保護地区</p>	
<p>八七 (略)</p> <p>は植物を持ち込まないこと。</p> <p>六 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 航空機は、指定された地点（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四十秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十度三十九分六秒西経四十五度三十六分三十九秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七 (略)</p>	<p>の東端（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四秒）から行うこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>四 航空機は、指定された地点（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四十秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十度三十九分六秒西経四十五度三十六分三十九秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七 (略)</p>



第十二南極特別保護地区	<p>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十、十一 (略)</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を撤去すること。</p> <p>六 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一、十二 (略)</p>
第十五南極特別保護地区	<p>一 (略)</p> <p>二 原則として、当該地区への立入りは別記の地図上に示された場所から行うこと。</p> <p>三 当該地区の北東海岸の地点(南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十三分十三秒)から百メートル以内の区域から立ち入らないこと。</p> <p>四 当該地区内では徒歩で移動すること。</p>

第十二南極特別保護地区	<p>九、十一 (略)</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>六 当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。</p>
第十五南極特別保護地区	<p>七、八 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該地区の北東海岸の地点(南緯六十七度五十三分十七秒西経六十七度二十三分三十一秒)から立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

第三十三南極特別保護地区	第二十九南極特別保護地区	<p>五 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>六 毎年十月十五日から翌年の二月二十八日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、う科の鳥類の繁殖地から十メートル以内に近づかないこと。</p> <p>七 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができる。</p> <p>八 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができる。</p> <p>九 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができる。</p> <p>十 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができる。</p> <p>十一 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができる。</p> <p>十二 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができる。</p>
--------------	--------------	--

第三十三南極特別保護地区	第二十九南極特別保護地区	<p>四 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十四分五秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>五 航空機は、当該地区の直上空域であつて、南緯六十七度五十三分二十六秒西経六十七度二十三分三十四秒の地点と南緯六十七度五十三分十八秒西経六十七度二十三分十七秒の地点を結ぶ直線及び西経六十七度二十三分三十四秒の経度線より南東にある区域の地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>六 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>八 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>九 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>十 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>十一 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>十二 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p>
--------------	--------------	--

管理活動に限る。  
二 当該地区内では徒歩で移動すること。  
三 飛行機は、南緯六十二度十七分西経五十九度十分の地点を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十二度十九分二十四秒西経五十九度八分四十五秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、起点に至る線により囲まれた区域を除き、着陸しないこと。

四六 (略)

七 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

八十一 (略)

二 当該地区内では車両を使用しないこと。

三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、飛行機については、南緯六十二度十七分西経五十九度十分の地点を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十二度十九分二十四秒西経五十九度八分四十五秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、起点に至る線により囲まれた区域に限り、また、回転翼航空機については、指定された地点(南緯六十二度十八分西経五十九度十分)に限り、それぞれ着陸することができ(毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間の日出前及び日没後を除く)。

四 回転翼航空機は、当該地区の直上空域を、飛行機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合には、回転翼航空機にあつては、当該地区のうち、南緯六十二度十七分五十六秒西経五十九度九分十七秒の地点から南緯六十二度十八分十秒西経五十九度九分四十秒の地点までの海岸線から二百メートル以内の区域の直上空域を、飛行機にあつては当該地区のすべての直上空域を飛行することができる。

五七 (略)

八十一 (略)

<p>第七十二 南極特別保護地区</p>	<p>第四十南極特別保護地区</p>
<p>一 当該地区内では徒歩で移動すること。 二 原則として、当該地区内では徒歩で移動すること。 三 航空機は、原則として、別記の地図上に示された区域に着陸しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五 原則として、当該地区内では、別記の地図上に示された区域に野</p>	<p>一 (略)</p>
<p>四十二 (略)</p>	<p>第四十南極特別保護地区</p> <p>一 (略)</p> <p>二 南緯六十二度五十五分十一秒西經六十度三十九分四十九秒の地点を起点とし、同地点から湖岸線を東進し、南緯六十二度五十五分十秒西經六十度三十九分四十二秒の地点に至り、同地点から東方、北から百四十六度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯六十二度五十五分十一秒西經六十度三十九分四十一秒の地点に至り、同地点から海岸線を南西に進み、南緯六十二度五十五分十三秒西經六十度三十九分四十七秒の地点に至り、同地点から西方、北から二十四度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域に立ち入らないこと。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

<p>六 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、掘削を行った場合には、掘削地点、掘削方法、地下部の汚染状況の測定結果を報告書に記載すること。</p>
